

銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却 及び貸倒引当金の監査に関する実務指針

平成9年4月15日

改正 平成11年4月30日

改正 平成20年3月25日

改正 平成20年11月5日

改正 平成21年12月18日

最終改正 平成24年7月4日

日本公認会計士協会

I はじめに

金融機関経営の健全性を確保するため、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（平成8年6月21日法律第94号）」に基づく銀行法等の改正により、平成10年4月から、自己資本の充実の状況に応じて経営改善計画の作成・実施命令、個別措置の実施命令、業務の停止命令等必要な措置（以下「早期是正措置」という。）が講じられることになった。加えて、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年10月16日法律第132号）の規定により、金融機関は自己査定結果に基づき、金融再生委員会が定めるところにより、適切な貸倒償却及び貸倒引当金の計上を実施することとされた。

これに伴い日本公認会計士協会では、早期是正措置に伴って導入される自己査定体制の整備状況の妥当性及び自己査定基準への準拠性を確かめるための実務指針を示すとともに、貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱いを明らかにするため、平成9年4月15日、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を公表した。

また、「金融監督等に当たっての留意事項について—事務ガイドライン」（平成10年6月8日）において、カントリー・リスクの適切な評価基準の整備とその評価に基づく適切な引当金の計上が明記されたことに伴い、特定海外債権引当勘定の計上に関する監査上の取扱いについても明らかにするため、平成11年4月30日、同報告を改正した。

その後、経済環境の変化や金融検査マニュアルの改訂、平成18年6月に成立した「金融商品取引法」による内部統制報告制度、さらには平成21年11月に成立した「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」等、銀行等金融機関（銀行のほか、信用金庫などの協同組織金融機関等を含む。以下同じ。）の貸倒償却及び貸倒引当金を巡る環境は大きく変わってきている。また、

監査の実施においても、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書が公表されるなど、監査規範の整備も進み、本報告においても整合性を確保する必要がある事項が生じた。

このような状況に鑑み、本報告の内容にも見直しを図るべき事項があると考えられることから、今般本報告の改訂を行った。

II 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査の留意事項

1. 貸倒引当金の計上に関する監査実施に当たっての留意事項

貸倒引当金の監査は、貸倒引当金が決算日現在の債権に内包されている損失額を十分カバーするだけの適切なレベルにあるかについての意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することを目標として実施する。貸倒引当金は経営者の判断に基づいて計上されるものであるが、監査人は経営者の判断が妥当なものであるかどうかにつき、個々の債権ごとではなく貸出債権全体として十分な貸倒引当金が計上されているかについて検証する。

監査人は、監査意見の形成に際して、通常、純利益、資産総額、純資産額等に対してどの程度の影響を与えるかによって重要性を判断するが、銀行等金融機関の場合、早期是正措置が自己資本比率に基づいてなされるので、自己資本比率に与える影響についても十分配慮する必要がある。

2. 後発事象への対応上の留意事項

決算日後に生じた償却・引当に影響するような債務者の財政状態等に関する重要な事実については、監査基準委員会報告書560「後発事象」及び監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」により取り扱われるので、債務者の破綻等が期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した場合、これを修正後発事象として取り扱うかが問題となることがある。このような事象は一般的には修正後発事象として取り扱うことになるが、日常的な金銭債権の回収不能の発生が不可避であり、それを前提とした業務を行っている銀行等金融機関においては、このような債権の回収不能の発生が貸倒引当金の計上に当たって予想した将来見込みの予想の範囲にほぼ収まっていると合理的に見込まれる場合など、貸出債権全体としては十分な貸倒引当金が計上されていると認められる場合もあると考えられる。

期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した債権の回収不能見込額が貸倒引当金の計上に当たって想定した将来見込みの予想の範囲にほぼ収まっているか否かを検討するに当たっては、単に貸倒引当金の既計上額と比較するだけでなく、貸倒引当金の計上に関する銀行等金融機関の方針、金額の算定方法（貸倒引当金の計上における一定期間の考え方を含む。）や貸倒引当金の金額、発生した回収不能見込額等のそれぞれが予想の範囲にほぼ収まっているか否かを総合的に勘案する必要がある。

3. 財務報告に係る内部統制の監査を実施するに当たっての対応

業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」にも記載されているように、貸倒引当金（貸倒償却の判定を含む。）は見積りや経営者による予測を伴うため、一般に、これに関連する業

務プロセスについては、個別に評価対象に追加することが必要になる。この評価に当たっては、本報告に記載された留意事項を考慮することが必要となる。

4. 検査当局の検査結果の把握と監査実施上の対応

金融検査は立入検査実施前の一定時点を基準日として実施され、その結果、償却・引当の水準が不十分であると判断された場合には、金融検査直後の決算（中間決算及び四半期決算を含む。）に反映され、監査人は、金融検査を考慮した財務諸表について監査、中間監査又は四半期レビューを実施し、意見表明を行うことが一般的である。

金融検査と会計監査はその目的等が異なるため、当局の検査結果をそのまま監査判断の基礎として利用すれば足りるとは言えないが、検査結果は、金融機関の決算（中間決算及び四半期決算を含む。）に影響を与える可能性があるため、監査上の参考として常に注意を払う必要がある。

そのため、監査人は、必要に応じて、銀行等金融機関の了承の下、検査当局と可能な範囲内で直接情報交換を行うことが監査の効率化の観点から適当である。この際には、業種別委員会実務指針第46号「会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携に関するガイドライン」を踏まえることとなる。

以上の点については、日本銀行の考査においても同様である。

Ⅲ 重要な虚偽表示リスクを評価するに当たっての留意事項

銀行等金融機関においては、与信業務は最大の収入源である。貸借対照表上、貸出金等に見られる信用リスク資産の占める重要性が金額的にも件数的にも圧倒的に大きいため、信用リスク資産の評価に関する重要な虚偽表示リスクの評価の監査における重要性も当然大きい。

監査計画を立案するに当たって、監査人は、重要な虚偽表示リスクを評価し、そのリスクの程度に応じて、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるように発見リスクの程度を決定し、適用すべき監査手続、その実施時期及び試査の範囲を決定する。

重要な虚偽表示リスクを評価するに当たっては、監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に基づいて判断することになるが、銀行等金融機関の貸出金の評価に関する重要な虚偽表示リスクは、以下のような要因から、一般的に、特別な検討を必要とするリスクに該当する可能性が高い点に留意が必要である。

- ① 貸倒引当金の計上は、将来の事象に対する見積りにより決定され、経営者の判断に依存している事項であるため、会計上の見積りの不確実性と経営者の偏向の可能性が存在する事項に該当する。
- ② 経済環境の変化によって担保不動産価値が短期間に著しく変動することがあり、貸倒引当金として計上すべき額はその影響を受けることもある。
- ③ 将来の損失額の見積りに関連して、弁護士、不動産鑑定士等の専門的知識に依存する場が多いが、時間的、経済的制約等から専門家を十分に利用できないリスクがある。

- ④ 海外の特定の国又は地域（以下「特定国」という。）向けの債権については、外貨事情や政治的混乱などにより当該特定国外への送金通貨不足となりあるいは送金制限が行われ、その結果として国際的な支払通貨としての機能を有する通貨での回収が困難になるリスク及びその状況と特定国向け債権の貸倒れとなる可能性との関連付けについて情報不足となるリスクがある。
- ⑤ 貸倒償却及び貸倒引当金の計上の基礎となる自己査定で使用する情報には、キャッシュ・フロー見込、財政状態、収益性等の定量的要素、経営者の資質等の定性的要素があるが、定量的要素、定性的要素のいずれについても見積りが介在する余地が大きく、債務者に関する誤った見積りによる情報等を使用するリスクがある。
- ⑥ 自己査定の対象件数の膨大さに加え、対象が幅広い項目にわたるため、査定対象を網羅し損うリスクがある。

なお、貸出金の評価に関する重要な虚偽表示リスクは、一般的に、特別な検討を必要とするリスクに該当する可能性が高く、特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合には、当該リスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない（監査基準委員会報告書315第28項）。貸出金の評価により生じる特別な検討を必要とするリスクに対応するための内部統制について銀行等金融機関がデザインし業務に適用しているかどうかの監査人の理解には、貸出金の評価に係る関連規程の策定・決裁手続、自己査定及び償却・引当の手続、内部監査体制、見積り結果の承認体制、後発事象の管理体制等に関する理解が含まれる。その理解及び次節以降で記載する事項に基づいて、自己査定及び償却・引当に係るリスク評価手続等を行うこととなる。

IV 内部統制の有効性の評価に当たっての留意事項

内部統制の有効性の評価に当たって監査人が実施する手続には、リスク評価手続とリスク対応手続（運用評価手続、以下では単に「運用評価手続」という。）がある。

1. リスク評価手続

貸倒償却及び貸倒引当金の監査においてリスク評価手続を実施するに当たり留意すべき事項には、例えば、以下のようなものがある。

なお、実際のリスク評価手続の実施に当たっては、監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」等を踏まえて、各金融機関に適合した評価手続を実施する必要がある。

(1) 自己査定に関する諸規程の整備状況

自己査定基準等が文書化され、正式の行内手続を経て規程化されているか確かめる。

自己査定結果は貸倒償却及び貸倒引当金の計上の基礎となるため、「VI 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱い」を踏まえて、適切に債務者区分等の決定が行われるよう、自己査定基準等が整備されているか確かめる。

自己査定基準等において定めるべき内容としては少なくとも以下の事項が挙げられる。

- ・ 自己査定の実施体制

- ・ 自己査定の対象となる資産の範囲
 - ・ 債務者区分の具体的な判断基準
 - ・ 査定上のグルーピングの方法
 - ・ 債務者から入手すべき資料の種類と質
 - ・ 担保評価の方法
 - ・ 自己査定に対する内部監査体制
 - ・ 自己査定結果の承認、報告体制
 - ・ (随時査定を実施している場合) 決算書入手以外の重要な信用状況の変化への対応方法
 - ・ (仮基準日を設けている場合) 仮基準日後の債務者の状況に関する重要な変動への対応方法
 - ・ 貸借対照表日後に債務者に関する重要な事象が発生した場合の対応方法
- なお、信用格付制度を採用している場合には、自己査定に係る監査に必要な範囲内で当該信用格付と自己査定基準上の債務者区分との整合性が図られているかを確認する。信用格付制度の適切性の検証に当たっては、統計的手法を用いたデフォルト判別力の評価や、外部格付機関による格付との整合性を評価する方法等がある。

(2) 自己査定に関する諸規程に係る留意事項

自己査定基準等の内容を検討するに当たっては、債務者区分を誤って付与すること、債権の分類を誤ること等のリスクを考慮する必要があるが、より具体的なリスクとして、例えば以下のようなリスクに留意する。

- ・ 自己査定対象の網羅性が確保されないリスク
 - － 自己査定の対象先が適切に抽出されない。
 - － 与信残高が網羅的に把握されない。
- ・ 債務者区分の判定を誤るリスク
 - － 債務者の財政状態・経営成績に関する的確な把握が行われない（実態バランスの把握を含む。）。
 - － 将来の収益状況やキャッシュ・フローの状況等の見積りを誤り、債務償還能力に関する的確な把握が行われない。
 - － 倒産等の信用情報や、延滞及び貸出条件の緩和の状況が的確に把握されない。
 - － 再建計画の合理性と実現可能性について、十分な評価が行われない。
 - － 随時査定後に発生した債務者に関する重要な信用状況の変化についての反映が行われない。
 - － 仮基準日後に発生した債務者に関する重要な事項の反映が行われない。
 - － 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した債務者に関する重要な事象の反映が行われない。
- ・ 債権の分類を誤るリスク
 - － 債権の保全状況が的確に把握されない（評価の妥当性を含む。）。

(3) 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する規程の整備状況

貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する諸規程が文書化され、正式の行内手続を経て規程化されているか確かめる。

また、当該諸規程は、本報告「VI 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱い」に準拠し、かつ、それぞれの自己査定基準等とも適切な連動が保たれているか確かめる。

貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する諸規定において定めるべき内容としては、少なくとも以下の事項が挙げられる。

- ・ 償却・引当額の算定体制
- ・ 債務者区分ごとの貸倒引当金の算定方法
- ・ (DCF法の適用がある場合) DCF法の適用基準
- ・ 貸倒償却及び貸倒引当金に関する内部監査体制
- ・ 償却・引当金額の承認・報告体制

(4) 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する諸規程に係る留意事項

貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する諸規程の内容を検討するに当たっては、適切な貸倒引当金の計上を阻害することとなるリスクを考慮する必要があるが、より具体的なリスクとして、例えば、以下のようなリスクに留意する。

- ・ 予想損失率（倒産確率、貸倒実績率を含む。）が適正に算定されない。
- ・ 個別貸倒引当金の要引当額が適切に算定されない。
- ・ 貸倒引当金の設定対象債権が網羅的に把握されない。

(5) ITの整備状況に関する留意事項

自己査定が適切に行われるためには、与信残高のほか、延滞情報、保全情報、債務者の決算情報等、多岐にわたる情報が正確に集約されることが必要となる。さらに、自己査定結果に基づき適切に償却・引当が実施されるためには、自己査定結果に係る情報や過去の貸倒実績等の実績データを正確に集約することが必要となる。

銀行等金融機関の規模にもよるが、自己査定に関する情報は膨大になることが多く、自己査定及びこれに基づく償却・引当の正確性に関する監査証拠を得るには、ITに関する内部統制の有効性の評価が重要である。ITが高度に利用されている場合には、ITの専門家を積極的に活用し、ITに係る全般統制や業務処理統制の評価を実施する。例えば、自己査定対象先の抽出がITに依存しており、他に有効な統制が認められない場合などには、金融機関の定めた抽出基準が適切にプログラムに反映され、抽出対象が網羅的に抽出されていることに関する銀行等金融機関の統制について検討することなどが考えられる。

なお、個々の手続の実施に当たっては、IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に留意する。

2. 運用評価手続

貸倒償却及び貸倒引当金の監査において運用評価手続を実施するに当たり留意すべき事項には、例えば、以下のようなものがある。

(1) 運用評価手続の実施時期

自己査定に係る運用評価手続を適用する基準日は、決算日（中間監査の場合は中間決算日）である。ただし、銀行等金融機関が決算日前の一定日を基準日（仮基準日）として自己査定を実施している場合、その仮基準日を運用評価手続上の基準日とすることができる。この場合、その仮基準日は、原則として決算日前3か月以内とする。運用評価手続適用上の基準日を決算日より前にした場合、決算作業の円滑化や監査作業の分散化に資することはできるが、仮基準日後、償却・引当に影響するような債務者の財政状態等に関する重要な事実及び債権残高の重要な増減が発生したときに、必要な債務者区分又は債権分類額の修正がなされる仕組みになっているかを確認することが必要になる。

なお、銀行等金融機関が随時査定（仮基準日を設けずに年間を通じて債務者の決算期や債務者の状況の変化に応じて、循環的に実施する査定）を実施しており、自己査定に係る内部統制の整備及び運用の状況を検証した結果、自己査定に関する内部統制が有効に機能していると認められる場合には、基準日における運用評価手続の適用のほかに、継続的、循環的な監査方法も考えられる。内部統制が有効に機能していれば、個々の重要な資産について債務者区分又は債権分類額を変更する事態が生じた場合、その都度遅滞なく債務者区分又は債権分類額が変更されるので、継続循環監査によることが認められる。この結果、基準日での運用評価手続の実施の集中が避けられることになる。

この場合、銀行等金融機関が適時適切に自己査定を実施しているかどうかについて注意が必要となる。

(2) 運用評価手続における試査の範囲

運用評価手続において試査を行うに当たり、内部統制の運用状況の有効性について、より確かな心証が得られる監査証拠が必要と判断する場合には、運用評価手続の範囲の拡大が適切なことがあるが、例えば、実証手続等との組み合わせ等により、十分かつ適切な監査証拠を入手することも考えられる。

この場合のテスト対象項目の抽出に当たっては、母集団を債権金額の大きなものに限定せず、少額のものについても抽出の機会があるように行われる必要がある点に留意が必要である。

(3) 自己査定に関する運用評価手続

適正な貸倒償却及び貸倒引当金の計上の準備作業として自己査定が、自己査定基準に従って、適切に行われていることを試査により確かめる。

運用評価手続の実施に当たっては、統制手続が前述のリスクに対応したコントロールとして有効に機能しているかについて十分に留意する。

(4) 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する運用評価手続

貸倒償却及び貸倒引当金の計上が、貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する諸規程に従って、適切に行われていることを試査により確かめる。

運用評価手続の実施に当たっては、統制手続が前述のリスクに対応したコントロールとして有効に機能しているかについて十分に留意する。

V 実証手続の実施に当たっての留意事項

貸倒引当金の計上に関する運用評価手続は、銀行等金融機関の判断及び見積りの過程の合理性を検証するものであるため、記録や文書の閲覧に加え再実施を組み合わせることが効果的と考えられる。ある債務者をサンプルとして抽出し実施する再実施手続は、運用評価手続と実証手続である詳細テストを兼ねることが可能と考えられるが、運用評価手続の目的は内部統制が有効に運用されているかどうかを評価することであり、詳細テストの目的は、アサーション・レベルで重要な虚偽表示を看過しないことにあるという、両者の目的の違いに十分留意する必要がある。

貸倒引当金の計上金額の妥当性は、一般に、特別な検討を必要とするリスクに該当する可能性が高いため、これを評価するための実証手続を実施するに当たっては、十分な範囲のテストを実施する必要があることに留意が必要である。なお、実証手続の範囲と深度は一律に示されるべきものではなく監査人の職業的専門家としての判断となるが、大口の債務者や債務者区分が改善している債務者等、リスクが高い債務者の類型に留意して実証手続を実施することが必要と考えられる。

VI 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱い

貸倒引当金が、以下の取扱いに準拠して計上されている場合には、監査上妥当なものとして取り扱う。

- ① 正常先債権（業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権）

債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上する。

- ② 要注意先債権（貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権）

債権額で貸借対照表に計上し、適当なグループに区分した上で当該区分毎に貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上する。

なお、要注意先債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権（一般的に貸出条件緩和先債権が該当すると考えられる。）であって重要なものについては、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額について貸倒引当金

を計上する。また、この方法の適用に当たっては、日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」を参照すること。

- ③ 破綻懸念先債権（現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金として計上する。

なお、破綻懸念先債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権であって重要なものについては、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額について貸倒引当金を計上する。また、この方法の適用に当たっては、日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」を参照すること。

- ④ 実質破綻先債権（法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金として貸借対照表に計上する。

- ⑤ 破綻先債権（法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金として貸借対照表に計上する。

なお、下記の事実等が発生している債権については、対象となる債権額に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定として上記貸倒引当金に加えて計上するものとする。

- a. 当該国の政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業(以下「政府等」という。)に対する民間金融機関の貸出金(以下「政府等向け民間貸出金」という。)の元本又は利息の支払が1月以上延滞していること
- b. 政府等向け民間貸出金について、決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準じる措置(以下「債務返済の繰延べ等」という。)に関する契約が締結されていること
- c. 政府等向け民間貸出金について、債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま1月以上経過していること
- d. 政府等向け民間貸出金について、前各号に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること

- e. 当該国に住所又は居所を有する自然人若しくは当該国に主たる事務所を有する法人に対する民間金融機関の貸出金について上記 a. から c. に類する事実が発生していること又は近い将来に発生することが見込まれること
- f. その他、カントリー・リスクの評価に影響を及ぼすことが見込まれる事象

(注1) プロジェクト・ファイナンスの債権及び資産等の流動化等に係る債権

プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、看做し債務者区分を付して分類を行うとともに、予想損失額を合理的に見積計上する。

また、資産等の流動化等に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、看做し債務者区分を付して分類を行うとともに、予想損失額を合理的に見積計上する。

(注2) 貸倒実績率及び倒産確率による貸倒引当金の計上方法

貸倒実績率又は倒産確率による貸倒引当金の計上方法とは、過去の貸倒実績又は倒産実績に基づき、今後の一定期間における予想損失額を見込む方法である。一定期間に関しては、貸倒引当金が各金融機関の貸出金等のポートフォリオを勘案した上で今後発生する損失を見込んで計上するものであることから、貸出金等の平均残存期間が妥当と考えられる。ただし、貸出金等の信用リスクの程度を勘案して期間を見込む方法も妥当なものと考えられる。

貸倒実績率又は倒産確率の適用に当たっては、信用格付等により正常先債権及び要注意先債権を更に区分したグループ別に、又は住宅ローン等商品の特性別、業種別等のグループ別に適用することがより望ましい。

ただし、プロジェクト・ファイナンス等において貸倒実績がない場合には、当該債権の該当する各債務者区分の貸倒実績を参考に適切な予想損失額を算定することが望ましい。

監査人は、銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の区分毎の貸倒実績率等のデータの整備・蓄積状況にも留意する。データの整備・蓄積状況が十分でないため、貸出金等の平均残存期間や、貸出金等の信用リスクの程度を勘案した期間によることができない場合、銀行等金融機関のデータの整備・蓄積に関する状況及び今後の計画を十分に把握した上で、当面、正常先債権については今後1年間の予想損失額を、要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間の、その他の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んでいる場合には妥当なものとして認めて差し支えないものとする。なお、予想損失率を算定する際における算定期間の決定に当たっては、日本公認会計士協会「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を参照すること。

また、貸倒実績率又は倒産確率による貸倒引当金の計上の具体的計算方法について、以下にその一例を示す。

今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定する。

今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定する。

(注3) 要注意先債権に係る引当て

要注意先債権には財政状態及び債務の履行状況の程度の異なる債務者に対する債権が含まれているため、信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに貸倒実績率又は倒産確率に基づき貸倒引当金を計上する。

具体的な方法としては、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年10月23日）第4条第4項に定める三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。）である債務者とそれ以外の債務者に区分する方法、信用格付に応じた更にいくつかのグループに区分する方法等が挙げられる。グルーピングに当たっては、各金融機関が採用している信用格付制度、債務者の債務超過等の財政状態、業績及びキャッシュ・フローの状況や債務の履行状況（延滞等）を勘案する。

(注4) 破綻懸念先債権の回収可能性

破綻懸念先債権の回収見込額を検討するに当たっては、債務者の支払能力を総合的に判断する必要がある。債務者の経営状態、担保・保証の有無と担保価値、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、完成途上のプロジェクトの完成見通し、銀行等金融機関並びに親会社の支援状況、経営改善計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を検討しているか確かめる。

各金融機関は、上記のような様々な要因を勘案した具体的な回収見込額の算出方法を定めておく必要がある。その方法としては、例えば、以下の方法が考えられる。

- ・ 売却可能な市場を有する債権については売却可能額を回収可能額とする方法
- ・ 債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収が可能と認められる額及び清算配当等を差し引いた差額に、貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えたものを乗じて回収不能額を算出する方法

破綻懸念先債権に対する引当てに関してDCF法を適用する場合のキャッシュ・フローを見込む期間に関しては債務者の状況により異なるが、破綻懸念先であり、経営破綻に陥る可能性が大きいことを前提とすると、経営改善計画に基づきキャッシュ・フローを合理的に見積もることが可能な場合には

5年程度、それ以外の場合は3年程度が目安となる。

なお、破綻懸念先債権の回収見込額を算定するに当たって予想損失率を用いている場合には、破綻に至っていない大口の破綻懸念先債権の存在等、予想損失率の妥当性に影響を及ぼす事象の有無を把握した上で、当該予想損失率の妥当性につき十分に検討しなければならない。

(注5) 関連ノンバンクに対する債権

関連ノンバンクに対する債権に関しては、関連ノンバンクが金融機関と同様の方法により自己査定及び償却・引当を行った上での財政状態に基づいて査定を行う必要がある（金融機関と業態が異なる場合には異なる償却・引当方法によることもあり得る。）。なお、経営支援先である関連ノンバンクに対する債権については、今後の支援による予想損失額を、債権放棄により支援を行う場合には貸倒引当金として、現金贈与等の方法により支援を行う場合には特定債務者支援引当金として、それぞれ貸借対照表に計上する。

(注6) 金融機関のグループ内保証会社に係る保証能力

金融機関のグループ内保証会社に係る保証能力の有無については、保証会社の実態の財務内容や収益力等を把握することにより判断するが、この際には、当該保証会社の保証債務残高に対し、債務保証損失引当金が適正に算定されているかに留意する。保証会社が実質債務超過であり、現状の収益力では当該債務超過が早期に解消できないような場合等、保証会社の財務内容あるいは収益力に問題があるような場合には、当該保証会社については保証能力はないものと判断されているかに留意する。

(注7) 経営改善計画の実現可能性

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、経営改善計画の実現可能性、その進捗状況及び今後の当該債務者の財政状態の回復の見込等を総合的に判断して、自己査定が行われていることに留意する。

(注8) 適格貸出金の取扱い

適格貸出金の取扱いについては、業種別委員会実務指針第32号「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」を参照すること。

(注9) 貸倒引当金の計上に関する会計方針の開示

監査人は、本取扱いへの準拠性に加え、貸倒引当金の計上に関する会計方針についての注記が、当該銀行等金融機関の採用する貸倒引当金の計上に関する会計方針を適正かつ十分に記載しているか検討しなければならない。

Ⅶ 適 用

1. 本報告は、平成9年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。ただし、平成9年9月30日に終了する中間会計期間において銀行等金融機関が自己査定に係る内部統制を構築し、その旨を表明した場合には、当該中間会計期間に係る監査から適用する。

2. 改正後の本報告は、平成11年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。ただし、同日前に終了する事業年度に係る監査から改正後の本報告を適用することを妨げない。

なお、割引現在価値に基づいて貸倒引当金を計上する方法は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、同日前に終了する事業年度から当該方法を適用することを妨げない。

3. 「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について」（平成20年3月25日）は、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び四半期会計期間に係る四半期レビュー又は中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、同日前に開始する事業年度に係る監査及び四半期会計期間に係る四半期レビュー又は中間会計期間に係る中間監査から適用することを妨げない。

4. 「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について」（平成20年11月5日）は、平成20年11月5日以後終了する事業年度に係る監査及び四半期会計期間に係る四半期レビュー又は中間会計期間に係る中間監査から適用する。

5. 「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について」（平成21年12月18日）は、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表の監査から適用する。

6. 「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について」（平成24年7月4日）は、平成25年3月31日以後終了する事業年度に係る監査及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。

以 上

【参考付録】実証手続実施に当たっての具体的留意事項の例示

「V 実証手続の実施に当たっての留意事項」に記載されているように、実証手続の範囲と深度は一律に示されるべきものではなく監査人の職業的専門家としての判断となるが、実務の参考に資するため、実証手続の実施にあたり具体的に留意が必要となる可能性のある事項を例示することとした。これらはいくまでも例示であり、これらすべてに留意しなければならないものでも、また、これらに留意すれば十分というものでもない。

- ① 多数の同種、小口の貸出金、例えば、住宅ローン、カードローン、消費者ローン等についてグルーピングにより、一括して査定している部分については、グルーピングの範囲と方法は妥当か。
- ② 債務者について当該債務者の支援を必要とする子会社等が実質的に一体であるか否かについての判断が行われ、それらが実質的に一体であると認められる場合には、子会社等の財政状態も考慮した上で査定の対象とされているか。
他方、同一企業グループであっても親会社の保証等を受けていないなど実質的に一体とすることが適切でない債務者については、たとえ親会社の財政状態が良好であったとしても、親会社の支援等を前提とせず、独自に査定されているか。
- ③ 債務者に関する基礎資料は十分かつ最新のものとなっているか。財務情報が不十分である可能性がある場合、追加的に資料を入手する必要性はないか。
- ④ 債務者に関する財務資料の数値に虚偽や明らかに異常と認められるものがないか。
- ⑤ 債務者について、業界誌、信用調査機関等外部の重要な情報があれば、銀行等金融機関が査定上それらの情報を加味しているか。
- ⑥ 担保評価については、最新の信頼できる評価額となっているか。担保物件の評価額又は債権額が一定金額以上のものについては、必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価等を入手しているか。一定金額未満の不動産担保について、銀行等金融機関の合理的な評価によっている場合、合理的な評価方法としては、同種物件の売買事例比較方式及び路線価と基準地価・公示地価との比較方式等並びにこれらを地域別地価変動率により時点修正したもの等、一般に合理的と考えられる方法によっているか。
担保の処分可能見込額を算定するために適用されている不動産担保の掛目については、過去の実証データと比較する等、その妥当性が検討されているか。
- ⑦ 保証等については、保証人の意思の確実性及び保証能力は十分か。
- ⑧ 債務者について、キャッシュ・フロー見込み、財政状態、収益性等の定量的要素や経営者の資質等の定性的要素を個別に評点し、それらを総合して査定を行っているか。
- ⑨ 金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、経営改善計画の実現可能性、その進捗状況及び今後の当該債務者の財政状態の回復の見込等を総合的に判断して、自己査定が行われているか。経営改善計画の実

現可能性を判断するに当たっては、当該計画が5年程度の期間を目処に策定されており、かつ計画終了時の債務者区分は正常先、又は金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な要注先となることが予定されているか。

- ⑩ 特定海外債権引当勘定の計上に係る予想損失率の基礎となる特定国の国別の信用等级等は合理的であり、予想損失率の算定方法は継続適用されているか。
- ⑪ 査定の結果について、最終判断についての説明が付されており、判断と説明が整合しているか。

以 上